

廃棄物分析

土壌の汚染に係る環境基準の内容

土壌環境基準についての基本的な考え方

土壌環境基準は、環境基本法第 16 条第 1 項に規定されているように、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持せれることが望ましい基準であり、土壌の汚染状態の有無を判断する基準として設定され、政府が公害防止に関する施策を講ずる際の目標となるものである。

土壌の汚染に係る環境基準（平成 3 年 8 月 2 3 日環境庁告示第 4 6 号）

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1 リットルにつき 0.01mg 以下であり、かつ農業地においては、米 1 kg につき 1 mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 リットルにつき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 リットルにつき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1 リットルにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1 リットルにつき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.02mg 以下であること。
トリス(1,2-ジクロロエチル)メタン	検液 1 リットルにつき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.02mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロパン	検液 1 リットルにつき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.02mg 以下であること。
セレン	検液 1 リットルにつき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 リットルにつき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1 リットルにつき 1mg 以下であること。